

一般社団法人 日本栄養治療学会 フェローシップ賞選考規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本栄養治療学会会員の栄養に関する研究を支援することにより、栄養領域における研究レベルの更なる向上を目的とする。目的達成のために、一般社団法人日本栄養治療学会（以下、本学会）が本賞を設定する。

(応募資格)

- 第2条 応募者は本学会員で、過去5年間に本会での発表経験を有すること。
2. 受賞後2年以内に ASPEN あるいは ESPEN に出席可能であること。
 3. 受賞者は、2年以内に ASPEN あるいは ESPEN へ参加すること。
 4. 受賞者は、参加する ASPEN あるいは ESPEN へ演題発表の申し込みを行うこと。
 5. 受賞者は、ASPEN あるいは ESPEN に出席後、本学会誌 e-journal 「学会誌 JSPEN」へ別途定めた形式で学会参加報告記および受賞演題の抄録を投稿すること。
 6. 本学会に関連する他の賞への重複応募は認めない。
 7. 応募研究内容は、最近の研究成績に基づく独創的な内容とし、原著あるいはそれに準ずる（メタ解析など）ものとする。なお、他の演題同様、過去に他の学会や研究会などで発表した演題は二重発表となるので応募できない。論文発表の場合は二重発表とみなさないものとする。
 8. フェローシップ賞に申し込む場合は学術集会で定められた規定人数まで共同演者を含めて登録することが出来るが、応募者セッションに採択された場合は（プログラム、抄録およびスライド表記すべて）筆頭演者1名のみでの発表とし、共同演者は含まれない。ただし、応募者セッションに不採用の場合に要望演題または一般演題での発表を希望された場合は、発表に際して共同演者を含めて表記される。
 9. 症例報告は対象外とする。
 10. 本賞の発表に際しては、医学研究及び医学発表における倫理的問題に関する見解及び勧告（平成22年2月25日）を遵守する。
 11. 演題応募締切りの時点で年会費を完納していること。

(応募資格の除外事項)

- 第3条 本学会の研究助成金受領者、過去に本学会で何らかの受賞歴を有する者は、本研究賞への応募はできない。
2. 本研究賞の審査委員長および審査委員は、申請者（研究代表者）とはなれない。
 3. 審査委員と同じ診療科、教室（講座）、研究部（研究部門）に属する者が申請者となった場合には、審査から外れるものとする。
 4. 基本的に研究では利益相反が無いことが望ましく、審査員で検討することとする。
 5. スライドの作成方法について、「肖像権や著作権のある画像、商品写真、演者以外の著者の論文に掲載された図表」は載せない。

6. スライド原稿の提出後の変更は認めない。

(選考方法)

第4条 応募抄録の内容から、10名程度の応募者セッション(学術集会時)での発表者を選出する。

2. 応募者セッションでの発表を審査し、2名以内の受賞者を選出する。
3. 受賞者はその年の総会で表彰され、第5条に定める副賞が授与される。
4. 応募者セッションに不採用で要望演題または一般演題での発表となった場合には、学術集会で定められた規定人数まで共同演者をつけてよい。
5. 審査員が共同演者の場合は、応募者セッションの審査(質疑応答など)には参加するが、採点ならびに最終選考からは外れるものとする。

(受賞内容、副賞授与条件)

第5条 ASPEN または ESPEN に演題を申し込んで演題が採択された場合は20万円、採択されなかった場合は10万円を授与する。ASPEN または ESPEN に出席した場合は採択の有無に関わらず旅費の実費(上限30万円)を授与する。なお、旅費申請の際に搭乗券(半券)と領収書を提出しなければならない。

2. 演題申し込みを行わなければ、ASPEN または ESPEN に参加しても副賞を授与しない。

(表彰)

第6条 その年の学術集会における総会で賞状を授与して表彰する。

2. 応募者セッションで選出された演者が、下記3項の理由にて受賞できない場合は代行者が受賞してよい。
3. 受賞できない理由として、仕事上の理由、健康上の理由などとし、可否については委員会で検討する。

(副賞内容)

第7条 AWARD 選考委員会で、受賞者から提出された必要書類を審査し、授与される副賞の額を決定する。

(選考委員)

第8条 選出方法: 選考委員長は AWARD 選考委員会 委員長とする。

2. 選考委員の任期は2年間とする。

(選出方法)

第9条 選考委員の選出については委員長が推薦し、理事会の議を経て決定する。

(規程の変更)

第10条 この内規は、本学会規約委員会との協議及び総務委員会の決議を経てかつ理事会の承認を受けて変更することができる。

(付則)

第 11 条 この内規は、平成 27 年 2 月 11 日から施行する
この内規は、平成 28 年 8 月 1 日に改訂された
この内規は、平成 28 年 11 月 11 日に改訂された
この内規は、平成 29 年 2 月 22 日に改訂された
この内規は、令和 2 年 9 月 4 日に改訂された
この内規は、令和 5 年 5 月 16 日に改訂された